

## 弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編） 策定業務仕様書

本仕様書は、弘前市（以下、「本市」という。）が行う「弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）策定業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名

弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）策定業務

### 2. 業務の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）に基づき、平成 18 年に「弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画事務事業編）」を策定し、事務・事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組み、上位計画である「第三次弘前市環境基本計画」においては、「(1)地球温暖化対策の意識啓発推進(2)省エネルギーの推進(3)再生可能エネルギー導入の推進」を基本施策に掲げている。令和 6 年 2 月に表明した「ゼロカーボンシティひろさき」では、脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業所と一体となって 2050 年カーボンニュートラルを目指すこととしている。

国においては、2050 年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の見直し、地球温暖化対策推進法の改正などが行われ、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わりつつある。

本業務では、それらの背景を踏まえて、市域の温室効果ガスの現状把握・将来推計、再生可能エネルギーの導入可能性調査・導入目標などを定めるとともに、市民や事業者の意見を反映した、「弘前市地球温暖化防止率先行動計画（地方公共団体実行計画区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することとする。

### 3. 業務の内容

本業務は、環境省補助事業（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」などで示される考え方にに基づき、適切な方法で行うこととする。

また、本市の上位計画や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、改正地球温暖化対策推進法第 21 条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画とする。

#### (1) 既存資料調査

環境に関する資料やデータ等を収集し、市域の概況や市域環境の経年変化といった地域特性の把握、環境に関する社会（国際社会も含む。）の動向や潮流等の把握、国の検討や環境施策の動向の把握等を行い、課題を整理するとともに、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を実施します。

##### ① 自然的・経済的・社会的条件の整理

各種統計や市の計画、国の情報サイト等を基に、自然的条件として気候・気象条件（日照、風況、気温等）、地勢概要、河川状況（位置、流量等）、経済的条件として産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）、エネルギー代金の流出入状況、社会的条件として人口の推移、土地利用状況、地域交通、ごみ・資源物排出状況、下水道整備状況、し尿処理状況、公共施設の整備状況、その他の各種の上位・関連計画等について情報収集及び整理を行います。

##### ② 地球温暖化に関する国内外の動向の把握

脱炭素に向けて国内外の動向を整理し、本市でも求められる取組事項等を把握します。

##### ③ 再エネの導入に関する基礎情報の収集及び現状分析

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」等の公表データの活用、及び市内資料や実態を基に算定した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを整理します。また、市域における導入状況についても調査し、導入における課題について整理・分析を行います。

#### (2) 脱炭素に係る意識調査

市民、事業者及び団体を対象に、地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度や、取組状況等のアンケート等の調査を行います。また、適宜ヒアリングなども実施し、各主体の取組状況や課題等を整理します。アンケートは、市民 100 人以上、事業者 10 箇所以上とします。

#### (3) 市域から排出される温室効果ガス及びエネルギー消費量の現状分析

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を基に、地域の実態に即した方法で温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算定し、部門・分野別の増減要因分析を行います。また、温室効果ガスの森林吸収量についても推計します。

#### (4) 市域から排出される温室効果ガス及びエネルギー消費量の現状分析

(1)～(3)を踏まえ、まちづくりや産業、防災などの観点から地域課題を抽出するとともに、エネルギーに関する視点から課題を抽出・整理します。

#### (5) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

2030 年を中間年とし、部門別に、BAU及び削減対策パターンとその効果を反映した排出量を推計し、重点的に対策が必要な部門を明確にします。

また、脱炭素シナリオにおける将来推計は、環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料(Ver. 1.0)」に基づく要因分解法を採用し、検討します。

##### ① BAUケース

把握した基礎情報の収集又は現状分析の結果を用いて、活動量を部門・分野別に設定し、近年の増減傾向を踏まえ、追加的な温暖化防止対策を取らない場合の 2050 年までの

排出量を推計します。

②削減対策ケース（国の地球温暖化対策計画に基づく削減量を考慮した場合）

2030年度の排出量等は、国の「地球温暖化対策計画（2021年閣議決定）」に掲げられる施策による削減効果量（再生可能エネルギー導入以外）を積み上げ、国の削減目標値からの不足分を再エネ導入による削減効果量とします。推計には、住民等へのヒアリング等の結果も適宜反映します。2050年においては、国立環境研究所「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」の「技術＋社会変容シナリオ」等に基づき、市内のエネルギー使用量を算出し、削減効果量を推計します。

③再エネ最大導入ケース（市域の再エネポテンシャルを最大限導入した場合）

2050年度において、再生可能エネルギーの導入が最大限（ポテンシャル上限まで）進んだ際の二酸化炭素排出量を推計します。本市のエネルギー供給量の算定結果を二酸化炭素換算し、「②削減対策ケース」に最大限の再生可能エネルギー導入による削減効果を反映させて推計します。

(6)2050年脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

再生可能エネルギーの導入目標に関する最新の動向や地域特性を十分に考慮した各種の調査結果、及び将来のエネルギー消費量等に基づき、意欲的かつ実現可能な再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガス排出量削減目標を設定します。導入目標については、再生可能エネルギー種別に設定します。

新築公共建築物についての、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入についての考え方の整理します。また、既存公共建築物については、令和5年度に実施した調査事業（弘前市公共施設等への再エネ設備導入調査業務）等を参考資料として、PPAモデル等による導入検討を行います。

温室効果ガス削減のため、各再生可能エネルギーについて導入目標を策定します。

【 その他の業務に関すること 】

打ち合わせ会議等、中間報告等

円滑な業務実施のため、定期的に打ち合わせ会議等を開き、進捗の共有と方向性の整理等を行う。

審議会等

実行計画を審議する有識者・市民を集めた会議を市が開催した場合は、その会議への出席および会議資料の作成、説明、議事録のとりまとめを行う。

#### 4. 履行期間

契約締結日から令和7年1月24日（金）まで

#### 5. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- ① 業務報告書 1部
- ② 計画素案 1部

- ③ 弘前市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  
計画書 A4 版、カラー、100 頁程度 300 部  
概要版 A4 版、カラー、4 頁 500 部
  - ③ その他本業務で取得又は作成した資料 1 式
  - ④ 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1 部
- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市に帰属するものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

## 6. 提出書類

- (1) 契約締結後、5 日以内に提出するもの（各 1 部）
- ① 着手届
  - ② 業務主任担当者届（統括責任者及び管理責任者の氏名・生年月日・履歴書・業務に関する資格を証明するもの）
  - ③ 業務計画表
- (2) 適宜提出するもの
- ① 打合せ等の記録簿（主要な協議事項があった場合）
  - ② 進捗状況報告書
- (3) 業務完了時に提出するもの（各 1 部）
- ① 納品書
  - ② 完了届
  - ③ 引渡書
  - ④ 請求書

## 7. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (4) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (5) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。